

「放課後等デイサービス・地域支援事業（区独自事業）」業務委託仕様書

1 履行場所

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分

地上 5 階 241.81 m²（5 階部分全部と本体部分の非常用階段を含む。有床診療所と兼用）

2 業務委託期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 時間等

月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 18 時 00 分までとする。サービス提供時間帯は協議の上甲が定める。土曜日、日曜日と祝日は休館日とする。この他、必要な支援や事業を行う際は別途甲と協議する。

4 利用対象者

(1) 放課後等デイサービス

区内在住の、学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、学校の授業の終了後又は休校日（休業日）に支援が必要と認められた障がい児

(2) 地域支援事業（区独自事業）（以下、「地域支援事業」という。）

小学校、児童館その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児、またはその障がい児が集団生活を営む施設の職員。

5 1 日あたりの利用定員

放課後等デイサービス 10 名

6 業務委託の基本内容

(1) 放課後等デイサービス

①乙は、本業務を実施するにあたり、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の業務等の人員及び運営に関する基準を遵守し、適正な実施に努めること。

②利用にあたっては、『学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業』を経た結果、当該放課後等デイサービスの利用の必要が認められた障がい児を受入れること。

③その他、業務を実施していく上で、当該障がい児の能力向上が期待できる場合は、甲と協議し必要な支援を実施すること。

(2) 地域支援事業

- ①乙は、本業務を実施するにあたり、当該障がい児が集団生活を営む施設や発達障がい児にかかわる教育機関や関係機関との連携・調整を密にし、適切な実施に努めること。実施に際しての具体的な手順等は、甲と協議して定めること。
- ②利用にあたっては、『学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業』を経た結果、支援の必要が認められた障がい児と、当該障がい児が集団生活を営む施設を対象とすること。
- ③乙は、小学校及び児童館やその他児童が集団生活を営む施設等に対し、甲と協力体制を構築し、発達障がいについての理解、啓発を推進する業務を実施すること。
- ④その他、業務を実施していく上で、当該障がい児の能力向上が期待できる場合は、甲と協議の上必要な支援を実施すること。

7 職員の配置

(1) 放課後等デイサービス

専任かつ常勤の児童福祉法に基づく指定障害児指定通所支援の業務の人員及び運営に関する基準(平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号)第66条に定める児童発達支援管理責任者を1名、常勤の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を2名以上置くものとする。)児童発達支援管理責任者は、区職員と連携・協力体制を図ること。なお常勤職員は、経験年数のバランスをとった配置とすること。

(2) 地域支援事業

常勤の支援員を3名程度置くものとする。そのうち1名以上は臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する者。また、精神保健福祉法に基づく精神保健福祉士、または社会保険福祉士及び介護福祉法に基づく社会福祉士の資格を有する者を1名以上置くこととする。常勤職員のうち1名は、本事業の現場責任者とし、事業の実施にあたっては、区職員や現在の施設部分の相談支援部門と連携・協力体制を図ること。

(3) 非常勤職員、臨時職員の雇用について

上記(1)(2)の業務においては、業務上必要な場合は、非常勤職員、臨時職員の雇用を検討しても差し支えない。その際には甲と事前に協議すること。

8 区の施設運営経費負担

- (1) 光熱水費
- (2) 電話代
- (3) 館内清掃料、日常ごみ処理料
- (4) 備品購入費

(5) 建物の維持管理費

9 受託法人の運營業務経費負担

(1) 人件費

(2) 職員健康診断、出張費、研修費等

(3) 事業費

①消耗品費 ②印刷製本費 ③行事講師謝礼 ④郵送費 ⑤パソコン、プリンターリース
代 ⑥インターネット関係経費 ⑦賠償保険等保険料 ⑧その他